

「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の
一部を改正する件（案）に関する意見募集について」
の結果について

令和 2 年 12 月 25 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室

標記につきまして、ホームページ等を通じて御意見を募集したところですが、現在「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」及び「リスク評価ワーキンググループ」において、化学物質規制体系の見直しの検討が行われており、この中で、今後は特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等において規制の対象となる物質への追加等を念頭に置いたリスク評価を行わないことについても検討がされています。同検討会及び同ワーキンググループでの検討は、来年夏を目途にとりまとめ予定ですが、その結果によっては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 95 条の 6 の規定の見直しを行う必要があると考えられるため、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（案）は取りやめ、改正を実施しないこととしました。

なお、計 1 件御意見をお寄せいただきましたので、その要旨とそれに対する厚生労働省の考え方をお示しします。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見等に対する考え方
1	1,1,1-トリクロロエタンは、1995 年にモントリオール議定書締約国会議において、フロンガスと共に使用禁止が採択され、1996 年以降、オゾン層保護の観点から国内において使用されていないと記憶している。 今回の物質の選定において「過去に有害物ばく露作業報告を実施したもので、報告が著しく少なかったもの」となっているが、現在、国内で使用されていない化学物質を対象する意味は有るのか。 また、「一定の使用量が見込まれる」としているが、使用禁止であるはずだが、本当に一定の使用量が見込まれるのか。	1	1,1,1-トリクロロエタンについては、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号)に基づき製造等を禁止とする前に生産されたものについて、再生、流通及び使用が可能であること、また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号)に基づく化学物質排出移動量の届出の情報により、一定量の排出が認められることから、取扱量について確認する必要があると判断したものです。